



令和4年5月12日

各 位

会社名 東洋精糖株式会社  
代表者名 取締役社長 大浦 理  
(コード番号 2107 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長  
吉武 孝夫  
(TEL 03-3668-7871)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月12日開催の取締役会において、令和4年6月23日開催予定の当社第98回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。なお、この定款一部変更は、令和4年9月1日付(ただし、附則の新設については当社第98回定時株主総会の終結の時)をもって効力を生じるものいたします。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 変更案第4条は、インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。なお、この定款一部変更は、当社第98回定時株主総会の終結の時をもって効力を生じるものいたします。
- (3) 株主名簿管理人を変更した場合については、当社ホームページへの掲載等により周知可能であり、法定公告事項ではないことから、現行定款第10条第2項について、これを公告する旨の規定を削除するものであります。なお、この定款一部変更は、当社第98回定時株主総会の終結の時をもって効力を生じるものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月23日(木曜日)

定款変更の効力発生日 令和4年6月23日(木曜日)

※ ただし、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設の効力発生日は、令和4年9月1日(木曜日)となります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>第 10 条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、<u>これを公告する。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p>第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第 10 条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め<u>る。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 14 条(電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条～第 50 条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第 15 条～第 50 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上